資料５－１

第六次北本市男女行動計画策定事業の概要

１　事業名称

第六次北本市男女行動計画策定事業

２　目的

第五次北本市男女行動計画の計画期間が令和４年度で終了し、第六次北本市男女行動計画の計画期間が令和５年度から開始するため、これまでの市の男女共同参画の取組状況や北本市総合振興計画との整合性を踏まえながら、北本市男女共同参画推進条例第１１条の規定に基づき第六次北本市男女行動計画を策定する。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第６条第２項の規定に基づく市町村推進計画、及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第２条の３第３項の規定に基づく市町村基本計画を本計画内に一体的に位置付けて策定する。

３　策定期間

令和３年度から令和４年度までの２年間

４　計画期間

令和５年度から令和９年度までの５年間

５　策定体制

⑴　事務局
　　総務部人権推進課

⑵　計画の策定及び見直しに係る業務の推進
　　北本市男女共同参画推進委員会

⑶　審議
　　北本市男女共同参画審議会

⑷　各調査票及び計画書の作成補助等
　　委託先業者（株式会社アイ　アール　エス）

６　スケジュール（案）

資料５－２「第六次男女行動計画策定事業スケジュール」のとおり